

公益社団法人 栃木法人会 地区会運営規則

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人栃木法人会（以下「本会」という）の定款第35条（地区会）の規定に基づき設置された地区会の組織及び運営に関する規則を定めるものとする。

(会員の所属)

第 2 条 本会の会員は、その所在する地域に設置された当該地区会に所属する。

(事務所の設置)

第 3 条 事務所は、地区会における役員会（以下「地区役員会」という）の承認を得て定め、本会に報告する。

(地区会の事業)

第 4 条 地区会は、定款第3条（目的）に定める目的を達成するため、同第4条（事業）に定める事業を本会と連携して自主的に行うものとする。

(委員会・青年部・女性部)

第 5 条 地区会は、前条の事業を行うため、必要な委員会及び青年部・女性部を設けることができる。

(地区会の役員)

第 6 条 地区会に次の役員を置くことができる。

- (1) 地区会長 1名
- (2) 副地区会長 若干名
- (3) 地区常任理事 若干名
- (4) 地区理事 若干名
- (5) 地区監事 2名以上 3名以内

（地区会計は、副地区会長及び地区常任理事の内、1名が兼務する）

2 前項に掲げる役員は、地区総会においてその地区会に所属する正会員たる法人の代表者、又はその役員及び役員に準ずる者の内から選任する。

3 役員の選任は、前項の規定を原則とするが、次の範囲内において、賛助会員の代表者及び代表者に準ずる者の内から選任することができるものとする。

ただし、地区会運営上、特に必要がある場合のみとする。

- (1) 地区理事 10名以内

ただし、地区理事総数の2割以内とする。

- (2) 地区監事 1名以内

4 第1項に掲げる役員の任期は、定款第22条（役員の任期）の規定を準用する。

(役員の職務)

- 第 7 条 地区会長は、地区会を代表し本会の副会長を兼任し、地区会の会務を総理する。
- 2 副地区会長は、地区会長を補佐し、地区会長事故ある場合は、その職務を代行する他、本会の理事を兼務することができる。
 - 3 地区常任理事は、地区会長を補佐し、地区会の常務を審議、執行する他、本会の理事を兼務することができる。
 - 4 地区理事は、地区会長の指示により、地区会の事業執行の任にあたる。
 - 5 地区監事は、定款第 21 条に準ずる職務及び権限の基、地区会における会計及び業務の執行を監査し、その監査結果を地区会長及び本会会長に報告する。
併せて、本会の監事を兼務することができる。

(地区会の会議)

- 第 8 条 地区会の会議は、地区総会及び地区役員会とし、この規定に別段の定めがある場合を除き、地区会長がこれを招集する。
- 2 会議の招集については、前項のほか、定款第 13 条（総会の開催及び招集）の規定を準用する。ただし、地区総会は事業年度終了後 2 か月以内に開催する。
 - 3 地区総会は、当該地区会に所属する正会員及び賛助会員をもって構成し、それぞれ一個の表决権を有するものとする。
 - 4 地区総会及び地区役員会の議長は、地区会長をもってこれに充てる。
 - 5 本会の正副会長は、地区会の会議に出席して意見を述べることができる。

(地区会の議事)

- 第 9 条 地区総会及び地区役員会の議事は、出席会員又は出席役員の過半数をもって決する。

(会議の付議事項)

- 第 10 条 地区会の会議においては、この規定に別段の定めがあるものの他、次の事項を決議する。
- (1) 地区会独自の事業計画
 - (2) 地区会の収入、支出、予算及び決算
 - (3) 本会の理事会において、地区会の地区総会及び地区役員会に付議すべきことを決議した事項
 - (4) その他地区会長が必要と認めた事項
- 2 前項の(1) 地区会独自の事業計画及び(2) の予算については地区役員会での決議とし、地区総会における報告事項とする。

(議決事項の報告義務)

第11条 地区会の会議において決議した事項は、遅滞なく本会の会長に報告するものとする。

(会費の徴収)

第12条 会費は、本会において預金口座振替による徴収を原則とする。ただし、預金口座振替が困難な場合は、地区会において徴収し、毎年本会の通常総会終了後1か月以内において本会に納入するものとする。

(地区会の経費)

第13条 地区会に経費は、本会よりの交付金をもってこれに充てる。

2 地区会の収支は、本会で定める会計基準で行うものとする。

(準用規定)

第14条 この規則に定められてない事項については、定款の規定を準用し定款の定めのない事項については、本会の理事会で決議を得た後、地区会における地区総会の決議を経て施行するものとする。

(規則の変更)

第15条 この規則は、本会の理事会の決議を経なければ、これを変更することができない。

附 則

- (1) 地区会長が、本会の会長に選任された場合は、第7条の規定にかかわらず、当該地区会の副地区会長の内、1名が本会の副会長を兼任する。
- (2) この改正規則は、公益社団法人の認定登記の日（平成25年4月1日）より施行する。